

平成 25 年 3 月における「豊島区自治の推進に関する基本条例」の一部改正の内容

改正前（平成 18 年 4 月 1 日施行）	改正後・現行（平成 25 年 3 月 25 日施行）
<p>(前文)</p> <p>私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。</p> <p>私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。</p> <p>今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。</p> <p>身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。</p> <p>また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。</p> <p>そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区を<u>さらに豊かなもの</u>として、未来に引き継いでいくことをめざします。</p> <p>ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p>	<p>(前文)</p> <p>私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。</p> <p>私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。</p> <p>今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。</p> <p>身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。</p> <p>また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。</p> <p>そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区を<u>さらに安全・安心で豊かなもの</u>として、未来に引き継いでいくことをめざします。</p> <p>ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p>
<p>(コミュニティを基盤とする活動の原則)</p> <p>第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。</p> <p>(1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。</p> <p>(2) 区民一人ひとりの生活を<u>豊かに</u>することを目的とすること。</p>	<p>(コミュニティを基盤とする活動の原則)</p> <p>第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。</p> <p>(1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。</p> <p>(2) 区民一人ひとりの生活を<u>安全・安心で豊かに</u>することを目的とすること。</p>

<p>(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。</p> <p>2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>}</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。</p> <p>2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。</p> <p><u>3 区長等は、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点として位置づけ、その充実に努めなければならない。</u></p> <p>(セーフコミュニティ)</p> <p><u>第27条 セーフコミュニティとは、地域の人と人との絆を広げながら、安全・安心と健康の質を高めていくまちづくりをいう。</u></p> <p><u>2 区長等は、セーフコミュニティを通じて、将来に向けて参加と協働をより一層推進するものとする。</u></p> <p>第28条 (省略)</p> <p>}</p> <p>第48条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
---	---